

議第49号 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）（以下これらを「国の基準」といいます。）の一部改正に伴い，関係条例について，所要の規定の整備をするものです。

2 国の基準の改正内容

(1) 就労に関する事項

指定就労継続支援A型の事業及び就労継続支援A型の事業（以下「指定就労継続支援A型等の事業」といいます。）を行う者（以下「事業者」といいます。）は，指定就労継続支援A型等の事業の利用者の就労について，必要な知識，能力等の向上に努め，その希望を踏まえないこととされました。

(2) 賃金及び工賃に関する事項

ア 事業者は，生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が指定就労継続支援A型等の事業の利用者に支払う賃金の総額以上になるようにしなければならないこととされました。

イ 指定就労継続支援A型の事業を行う者は，原則として，賃金及び工賃の支払に要する額に自立支援給付を充ててはならないこととされました。

(3) 運営規程に関する事項

事業者は，指定就労継続支援A型等の事業の運営についての重要事項に関する定めである「運営規程」に，指定就労継続支援A型又は就労継続支援A型の生産活動に係る内容，賃金，工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間の事項も定めておかなければならないこととされました。

【参考】

用語	内容
障害福祉サービス	障害のある人の障害の程度や介護者，居住等といった勘案すべき事項を踏まえて提供されるサービスです。
指定障害福祉サービス	市長が呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例で示す基準等（以下「条例で示す基準等」といいます。）に適合すると認めて指定した者が行う障害福祉サービスで，自立支援給付費が支給されます。
就労継続支援A型	企業等への就労をすることが困難な障害がある人について，雇用契約に基づき，生産活動の機会の提供や知識

	及び必要な訓練等を行うサービスです。
指定就労継続支援 A型	市長が条例で示す基準等に適合すると認めて指定した者が行う就労継続支援A型で、市から自立支援給付費が支給されます。

3 市の考え方

国の基準が定める基準を「従うべき基準」等に分類し、それに対応するこの条例の条項を示すと次の表のとおりです。

本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準としています。

国の基準	改正のある主な事項
従うべき基準	<p>【呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】 賃金及び工賃（第163条）</p> <p>【呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】 賃金及び工賃（第79条）</p>
参酌すべき基準	<p>【呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】 就労（第162条） 運営規程（167条の2）</p> <p>【呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】 運営規程（第71条の2） 就労（第78条）</p>

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・参酌すべき基準

地方公共団体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 施行期日

平成29年4月1日

5 新旧対照表

(1) 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(就労)</p> <p>第162条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第163条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p>	<p>(就労)</p> <p>第162条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第163条 (略)</p> <p>2 <u>指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第3項</u>の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>6 <u>賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p>
	<p>(運営規程)</p> <p>第167条の2 <u>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定</u></p>

障害者から受領する費用の種類及びその額

(6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第163条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

(7) 通常の事業の実施地域

(8) サービスの利用に当たっての留意事項

(9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(12) 虐待の防止のための措置に関する事項

(13) その他運営に関する重要事項

(準用)

(準用)

第168条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第94条まで、第128条及び第129条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第168条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第168条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と、

第168条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第128条及び第129条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第167条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第168条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第168条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と、

<p>第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第168条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第168条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第168条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第168条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第168条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第168条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第168条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第168条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第168条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第168条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第168条」と、 _____, 第94条中「前条」とあるのは「第168条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
--	--

(2) 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条の規定による改正部分）

現行	改正案
	<p>(<u>運営規程</u>) 第71条の2 就労継続支援A型事業者は、 <u>就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u> (1) <u>事業の目的及び運営の方針</u> (2) <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u> (3) <u>営業日及び営業時間</u> (4) <u>利用定員</u> (5) <u>就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u> (6) <u>就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u> (7) <u>通常の事業の実施地域</u> (8) <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u> (9) <u>緊急時等における対応方法</u></p>

	<p>(10)非常災害対策</p> <p>(11)事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(12)虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(13)その他運営に関する重要事項</p>
<p>(就労)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p>	<p>(就労)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28</p>	<p>(準用)</p> <p>第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条____、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28</p>

条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。